

電気通信大学100周年キャンパス運営本部規程

平成29年 2月22日

改正

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 9月30日

(設置)

第1条 電気通信大学100周年キャンパスの運営を円滑に実施するため、電気通信大学に電気通信大学100周年キャンパス運営本部（以下「本部」という。）を置く。

(任務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる業務を統括する。

- (1) 100周年キャンパスの運営に関する事。
- (2) 100周年キャンパスの整備に関する事。
- (3) その他100周年キャンパスの円滑な運営に関して必要な事。

2 別表に掲げる関係課は、本部と協力して業務を行うものとする。

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(本部長)

第4条 本部長は、学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 情報理工学域長
- (4) 大学院情報理工学研究科長
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) 学術国際部長
- (8) 別表に掲げる関係課の課長
- (9) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第7条 副本部長並びに前条第1号、第2号及び第7号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会議)

第8条 本部に、本部の任務の遂行上必要な事項を検討するため、電気通信大学100周年キャンパス運営本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。
- 4 本部会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 本部会議の運営等に関し必要な事項は、本部会議が別に定める。

(専門委員会)

第9条 本部会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 本部に関する事務は、担当部長の下、事項に応じて関係課がこれにあたる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命された副本部長並びに第6条第1号、第2号及び第7号の本部員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。
- 3 電気通信大学小島町地区再開発本部規程及び電気通信大学100周年キャンパスマネジメント推進室規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

関係課名	具体的な業務
総務企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100周年キャンパスの広報に関する事 ・ 100周年キャンパスの式典に関する事
経理調達課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員宿舎の運営に関する事 ・ 敷地の維持管理に関する事 ・ 100周年キャンパスの資金管理及び税制に関する事 ・ 事業者との出納取引に関する事 ・ 事業者との土地及び運営に係る権利契約に関する事
施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理に関する事 ・ 建設工事に関する事
研究推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究施設の運営に関する事 ・ 100周年記念ホール、展示交流スペースの運営に関する事
学生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生宿舎の運営に関する事